

総合特区提案様式2(国際戦略総合特区(仮称)・地域活性化総合特区(仮称)共通)

取組に必要な特例措置・支援措置

提案主体名		グリーンシティ・リノベーション研究会(主な構成員、緑の知の拠点懇談会、社団法人大阪府公園・都市緑化協会、株式会社NTTファシリティーズ、株式会社大広、株式会社新産業文化創出研究所、他)				
提案プロジェクト名		OSAKA グリーンシティ・リノベーション・プロジェクト(緑の都市再生)				
(a) 取組に必要な規制の特例措置						
番号	求める措置の具体的内容 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由 ^{※2} (700字以内)	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	この措置が必要となる取組・事業 ^{※3}	その他(特記事項) ^{※4}
1	道路緑化における規制の緩和	市街地では、建物部分以外の多くは、舗装道路となっている。市街地の緑化を進めるためには、舗装道路部分の緑化を進める必要があるが、道路については、道路構造令などにより、道幅や構造体については規制があり、緑化の推進においては、妨げになる場合がある。道路、特に歩道部分等について、規制緩和によって緑化の推進や拡大が可能である。また、公共空間を活用した市民の緑化活動のスペースや農業や林業として生産物の流通や活用に結びつけることが可能となる。 路面電車の軌道敷の芝生化、御堂筋のような目抜き通りの歩道を含めた道路部分の緑化が拡大されることにつながる。	道路構造令	国土交通省	④-14:路面緑化プロジェクト	
2	緑地面積の算入対象の拡大	単年草(サツマイモ等)は、葉がプランターより広がり多くの面積を覆い、ヒートアイランド対策に対して有効なものがある。しかしながら単年草は緑地面積に算入されない。また、菜園なども、緑地面積に算入されない。これらを算入可能とすることで、緑化に利用できる植物や、菜園面積を拡大し、生物多様性や様々な緑化方法を確保する。また屋内緑化を、緑地面積として算入することで、屋内の緑化も推進する。	大阪市緑化指導指針	大阪市計画調整局	④-3:屋上緑化・屋内緑化の広域推進 ④-4:都市を使った環境技術の展示	
3	緑地面積の義務付け面積の拡大	緑地面積の算入対象の拡大(自然エネルギー活用(太陽光発電面積)、屋内緑化、単年草)を行うことと同時に、建築物に義務付ける緑地面積を拡大することで、全体の緑地面積を増加させる。	大阪市緑化指導指針	大阪市計画調整局	④-3:屋上緑化・屋内緑化の広域推進	
4	道路や公共空間の実験使用の許可	新たな緑化技術の開発や、都市インフラに対する技術開発のためには、実際の都市地域における実証研究が必要である。研究開発のために、公共空間の利用に対する規制緩和を行い、様々な技術開発のイノベーションを促進する。路面の緑化など歩道や道路の改良に伴う制限の緩和などにより、ユニークな緑地帯の構造や人工カナルの設置などを可能とする。 公共空間を使った展示を行うことで、そのまま都市空間がショールームとなることで、外国人観光客を含め大阪へ訪れる方々に対して、アピールが容易になる。	道路構造令	国土交通省	④-4:都市を使った環境技術の展示	
5	植物検疫法などの例外適用	緑化に適した植物の研究や、博覧会時に諸外国から持ち込んだ植物について、屋内利用等に限られる範囲において検疫期間の短縮などの特例措置を行う。国際博覧会での海外参加国対応のため。	植物防疫法	農林水産省	④-1:特殊緑化の国際園芸博覧会の誘致	
6	容積緩和	敷地面積に対して、建築面積や延べ床面積は、建ぺい率や容積率によって規定されている。緑化を行なった緑地面積については、建築面積や延べ床面積に算入しないなどのインセンティブを施すことにより、緑化の促進する。	建築基準法・都市計画法	国土交通省	④-3:屋上緑化・屋内緑化の広域推進	
7	医療行為	緑化や環境対策と健康に関する実証実験などの実施の際の治験業務などによる医師法、薬事法の規制緩和。従事者の拡がりに対する柔軟な対応。治療行為に対するの混合診療の診療報酬規制緩和など。	医師法・薬事法	厚生労働省	④-22:緑と健康サービス	
8	道路標識等への樹木の影響排除	道路等での収景樹木の成長に伴い道路標識等への視野的影響がでるとで、伐採や剪定がこれまで行われてきたものに対して、緑化デザイン、景観を優先し、それに伴う道路標識等の移動や運動した設置方法などの検討。		大阪府警察本部	④-13:街のガーデニング	
9	都市林業のための貯木場設置、木材加工場設置に関する許認可	土地利用上の制限のある地域、または河川や港湾などを活用し、遊休地や公共用地で植林した木材の貯木場の設置、または木材加工場設置の許認可緩和と林業並みの支援。用途規制、開発規制のかかる市街化区域、市街化調整区域での農林漁業なみの開発許可。	建築基準法・都市計画法	国土交通省	④-11:都市型林業「ネオフォレストリー」の振興	
10	都市農業のための農作物保管、保冷库、一次加工場などに対するの農業並みの支援措置	民間用地、公共用地を活用した緑化目的の農作物の生産に關しての関連施設建設に關しての農林漁業なみの開発許可と支援措置。	建築基準法・都市計画法	国土交通省	④-12:都市型農業「ネオアグリ・ネオファーム」	

総合特区提案様式2(国際戦略総合特区(仮称)・地域活性化総合特区(仮称)共通)

取組に必要な特例措置・支援措置

提案主体名		グリーンシティ・リノベーション研究会(主な構成員、緑の知の拠点懇談会、社団法人大阪府公園・都市緑化協会、株式会社NTTファシリティーズ、株式会社大広、株式会社新産業文化創出研究所、他)			
提案プロジェクト名		OSAKA グリーンシティ・リノベーション・プロジェクト(緑の都市再生)			
(b) 取組に必要な税制上の支援措置					
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2(700字以内)	税目	この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	民間の緑地空間の固定資産税の減免措置	緑化が意欲的に行われている空間や土地などを、公園並の固定資産税とし、固定資産税の負担を軽減し、緑化推進のインセンティブとする。緑化を行うには、施工やメンテナンスで地主や建て主の費用支出が必要であり、その支出に対して固定資産税の減免を行うことで、緑化の費用負担を軽減する。土地利用においても商業地、工業用地などの民間用地での緑化、植林(林業利用)、農業利用に対しての税制上の優遇処置の検討を行う。	固定資産税	④-5:空きビル・空き工場の緑化転用	
2	果樹の資産算入の緩和	果樹の資産算入を緩和することで、果樹による緑化を推進し、緑化に用いる品種を拡大する。	原価償却	④-5:空きビル・空き工場の緑化転用	
(c) 取組に必要な財政上の支援措置					
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2(700字以内)		この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	緑化対策費用の増額	緑化に必要な財政支援を行ない、屋上緑化や壁面緑化、道路緑化を推進する。苗木の購入補助や、散水施設の補助などを行なう。		④-3:屋上緑化・屋内緑化の広域推進	
2	ヒートアイランド対策費用の増額	ヒートアイランド対策としての都市緑化を推進する。		④-3:屋上緑化・屋内緑化の広域推進	
3	輸入関税	国際博覧会会場への海外出国品の持ち込み品目に対する関税の一次保管扱いによるFAZ対応		④-1:国際博覧会	
(d) 取組に必要な金融上の支援措置					
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2(700字以内)		この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	緑化ファンドの創設	緑化を行なうためのファンドを創設し、民からの緑化費用を集め、都市緑化に利用する。		④-3:屋上緑化・屋内緑化の広域推進	
2	緑化関連の融資保証や低金利による貸付	緑化費用に関する融資を可能とする。		④-3:屋上緑化・屋内緑化の広域推進	
(e) 取組に必要なその他の支援措置					
番号	求める措置の具体的内容※1 (250字以内)	事業の実施内容・提案理由※2(700字以内)		この措置が必要となる取組・事業※3	その他(特記事項)※4
1	行政境界をまたがった緑化委員会の設置	国道・府道・市道など、道路の管轄官庁の違いにより、緑化への取組について、一元的に計画的に行うことは難しくなる。大阪という街レベルで、緑化を推進するにあたり、道路管轄や、行政境界をまたがった緑化を可能とするために、緑化計画を一元化して行なえるように、所轄官庁横断的な緑化計画委員会などを創設する。		④-3:屋上緑化・屋内緑化の広域推進	
2	緑化の研究機関設置	人工地盤への緑化に関する研究機関を創設し、知の拠点をつくる。人工地盤での緑化を重点的に行う研究機関は現在あまりない。都市緑化は、今後世界中で期待される分野であり、研究者を育成する必要がある。		④-2:緑化に関する研究コンソーシアム	
3	中水や河川水利用の補助	緑化に必要な散水に、中水や河川水を利用できるようにする。		④-3:屋上緑化・屋内緑化の広域推進	
4	警察による道路使用許可の緩和	道路の一時的な使用にあたっては、警察署の許可が必要である。道路空間などで、実証実験を行う際に、スムーズに実施できるように、警察の協力も必要であり、緑化推進に必要な事業であれば道路使用を即座に許可していただけるようにする。		④-4:都市を使った環境技術の展示	
5	緑化のカーボンオフセットへの利用	緑化によって固定された炭素や、ヒートアイランド現象の緩和から省エネにつながり削減された炭素をクレジット化し、カーボンオフセットに利用できるようにする。		④-3:屋上緑化・屋内緑化の広域推進	

※1 「求める措置の具体的内容」は、250字以内で簡潔に記入下さい。また、支援対象者(実施主体)、支援対象とする事業を明記して下さい。

※2 「事業の実施内容・提案理由」は、700字以内で記載下さい。それを超える場合は、別棟に記載のうえ添付し、「その他(特記事項)」欄に「別紙 事業内容書あり等」と記載して下さい。また、本欄には700字以内で全体概要を記載して下さい。また、取組、事業ごとの個別の措置の必要性や、措置した場合の具体的な効果について、提出後のヒアリング等でお聞きすることとなりますので、提出に際しては併せて検討願います。

※3 「関連する取組・事業」には様式1-1または1-2の「必要な取組・事業」に掲げた取組・事業のうち、本措置が関連する取組・事業の「番号」及び「取組・事業の名称」を記入下さい。

※4 当該措置について参考資料を添付する場合、「その他(特記事項)」欄に記入下さい。

※5 「税制上の支援措置」に関し、「特例措置の適用される区域」「適用見込件数」「1件あたりの概算減税額」等の詳細について、提出後のヒアリング等でお聞きすることとなりますので、提出に際しては併せて検討願います。

※6 「財政上の支援措置」に関し、「実施見込件数」「概算事業費」「既存の類似予算制度及びそれを活用しない(できない)理由」について、提出後のヒアリング等でお聞きすることとなりますので、提出に際しては併せて検討願います。

※7 「金融上の支援措置」に関し、「概算金融支援額」「既存の類似予算制度及びそれを活用しない(できない)理由」について、提出後のヒアリング等でお聞きすることとなりますので、提出に際しては併せて検討願います。